

平成30年度第1回

上三川町地域公共交通活性化協議会

# 上三川町地域公共交通網形成 計画策定に向けて

平成30年4月27日

# 1. 会議の統合について

## 上三川町地域公共交通会議

- 平成19年7月～平成30年3月末  
『上三川町地域公共交通会議』を設立
- 道路運送法を根拠とする組織
- 町内の需要に応じた生活に必要なバス等の確保や  
地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議
- 行政、運送事業者、住民代表等 11名で構成

交通会議の協議事項

- デマンド交通かみたん号の運行や運賃についての協議や合意形成
- 地域内フィーダー系統確保維持計画の協議など

## 地域公共交通活性化協議会

- 平成30年4月～  
『上三川地域公共交通活性化協議会』を設立
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を根拠とする組織
- 自家用車普及や人口減少等の社会的背景により、公共交通の縮小による利用者が減少する現状から脱却し、よりよい公共交通網を形成するため、地方公共団体が中心になってまちづくりといった地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークを形成するための『地域公共交通網形成計画』の作成及び実施に必要な事項の協議
- 『上三川町地域公共交通会議』委員に関係者を追加し構成され、交通会議の機能を併せ持つ組織とする。

# 2. 地域公共交通網形成計画について

## 計画の策定の背景

社会的背景

自家用乗用車の普及

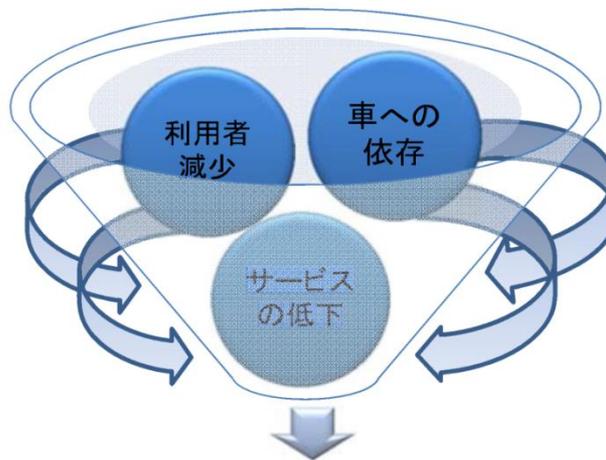
人口減少

少子化・高齢化

公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

全国的には

- 一般路線バス…5年間（H22～H26）で約8,000kmの路線が完全廃止
- 鉄軌道…15年間（H12～H26）で37路線・約750kmが廃止



公共交通利用者の更なる減少(負のスパイラル)

※国土交通省資料から

## 公共交通に求められる役割

### 地域住民の移動手段の確保

運転できない学生・生徒や高齢者、障がい者、妊婦等の交通手段の確保

### コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点どうし、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ交通手段の提供

### まちのにぎわいの創出や健康増進

外出機会の増加によるまちのにぎわいの創出や、歩いて暮らせるまちづくりによる健康増進

### 人の交流の活発化

観光旅客等の来訪者の移動の利便性や回遊性の向上により、人の交流を活発化

地域公共交通の維持、改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらす。

まちづくりと連携した公共交通の再編を進める

# ■ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正 (H26.11月施行)

## 交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な  
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの  
交通施策の促進

関係者相互間の連携と  
協働の促進

等

### 目標

本格的な人口減少社会における  
地域社会の活力の維持・向上

### ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワーク  
を再構築

### 改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

#### 基本方針

国が策定  
まちづくりとの連携に配慮

#### 地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、  
地方公共団体が  
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

### 地域公共交通特定事業

面的な公共交通ネットワークを再構築  
するため、事業者等が地方公共団体  
の支援を受けつつ実施

#### 地域公共交通再編事業

軌道運送  
高度化事業  
(LRTの整備)

鉄道事業  
再構築事業  
(上下分離)

...

地方公共団体が事業者  
等の同意の下に策定

#### 地域公共交通再編実施計画

実施計画

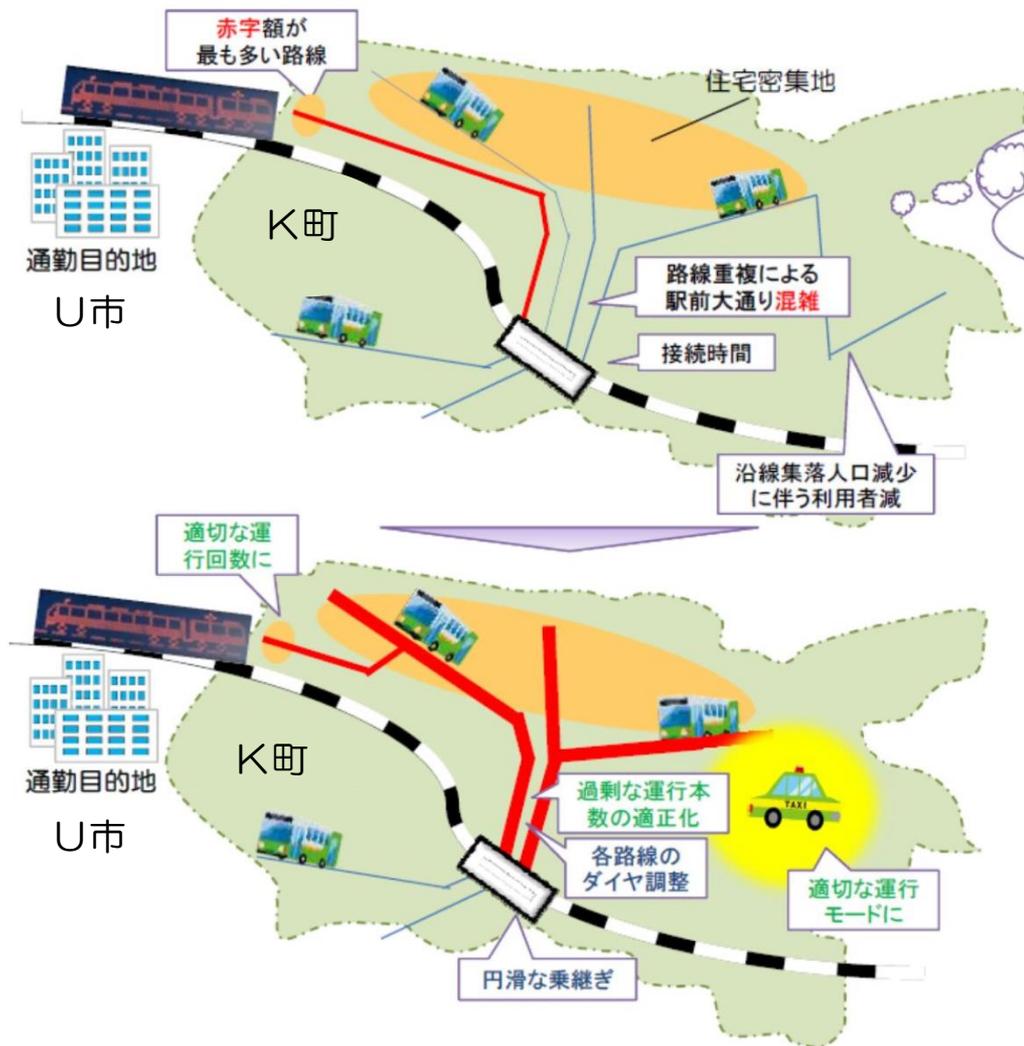
実施計画

...

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

※国土交通省資料から

## ■ 公共交通ネットワークの面的な再構築が求められる理由



状況の悪い個別の路線について見直し、廃止、減便をしても、利便性の低下しか見込めない。(ますます人が乗らなくなる。)

- 人の移動目的は、1つの交通手段を使うだけでは達成されない。
- ネットワーク全体のバランスを考慮することで、効率性、利便性をバランスを取りつつ図ることができる。

持続可能な地域公共交通

※国土交通省資料参考

- 効率性のみを追求 → 利便性が低下し、ますます利用者が減少
- 利便性のみを追求 → 財政負担が増加し、事業者等を圧迫

# 地域公共交通網形成計画の記載事項

- 「地方公共団体は、基本方針に基づき、・・・地域公共交通網形成計画を作成することができる」(法第5条第1項)
- 地域公共交通網形成計画の作成には、**基本方針**(※)の記載にも十分に留意することが必要

※地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針(平成26年総務省・国土交通省告示第1号)

## 記載する事項(法 § 5 ②)

地域が目指すべき将来像とともに、  
その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、  
公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定める。

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する  
地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する**基本的な方針**
  - ② 計画の**区域**
  - ③ 計画の**目標**
  - ④ ③の目標を達成するために行う**事業・実施主体**
- ※本事項において、**地域公共交通特定事業**に関する事項も記載可能(法 § 5④)
- ⑤ 計画の**達成状況の評価**に関する事項
  - ⑥ 計画**期間**
  - ⑦ **その他**計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

**基本方針**に基づき作成することが必要

## 記載に努める事項(法 § 5 ③)

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携  
その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

(参考)

- 地域公共交通活性化・再生法  
第5条 略  
2・3略  
4 第二項第四号に掲げる事項  
には、**地域公共交通特定事業に  
関する事項を定めることができる。**  
5~10 略

# 計画策定の流れ

